

8. 環境影響評価の項目並びに調査、
予測及び評価の手法

8. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

8.1. 環境影響評価の項目の選定

8.1.1. 環境影響評価の項目

本事業に関わる環境影響評価の項目は、以下の考え方により、表 8.1-1 に示すとおり選定した。

- ・「飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日 運輸省令第 36 号）（以下、「主務省令」という）の参考項目（別表第 1）を基本として選定した。
- ・主務省令に示される参考項目のうち、事業特性や地域特性を踏まえ、参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかな項目、或いは対象事業実施区域又はその周辺に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかな項目は選定しないこととした。
- ・「環境影響評価指針」（平成 11 年 5 月 28 日 愛知県告示第 445 号）に示される参考項目を踏まえて、項目を追加した。
- ・滑走路の新設又は延長を行った他空港における環境影響評価の事例を踏まえて、選定している項目を追加した。

表 8.1-1 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	飛行場の存在	航空機の運航	飛行場の施設の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物		◎	◎		◎	◎
			粉じん等		◎	◎			
			浮遊粒子状物質		●	○		○	○
		騒音	建設作業騒音		◎				
			道路交通騒音			◎			●
			航空機騒音					◎	
	低周波音						●		
		振動	建設作業振動		—				
	道路交通振動				◎			●	
	水環境	水質	土砂による水の濁り	◎					
水の汚れ								—	
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				—			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	陸生動物				—	●	
			水生動物				—		
	植物	重要な種及び群落	陸生植物				—		
			水生植物				—		
	生態系	地域を特徴づける生態系				—			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				—			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				—			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	◎						
	温室効果ガス等	二酸化炭素		○	○		●	●	
		その他の温室効果ガス		○	○		●	●	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量							
<p>[備考]</p> <p>網掛けは、主務省令に基づく参考項目を示す。</p> <p>◎○●印は、各欄に挙げる環境要素が、影響要因の項に挙げる各要因により影響を受けるおそれがあるものとして、環境影響評価項目として選定した項目を示す。</p> <p>◎印は主務省令による参考項目を基に選定した項目を示す。</p> <p>○印は愛知県環境影響評価指針の参考項目を基に選定した項目を示す。</p> <p>●印は他空港の環境影響評価書等を参考に選定した項目を示す。</p> <p>—印は、主務省令に基づく参考項目のうち選定しなかった項目を示す。</p>									

8.1.2. 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由

環境影響評価の項目の選定の理由及び非選定の理由は、工事の実施に伴う項目については表 8.1-2(1)～(2)に、土地又は工作物の存在及び供用に伴う項目については表 8.1-3(1)～(3)に示すとおりである。

表 8.1-2 (1) 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由（工事の実施）

環境影響評価の項目		選定結果	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	備考	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働	◎	建設機械の稼働に伴う窒素酸化物の排出により、対象事業実施区域周辺の環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「資材等運搬車両」という。）の運行に伴う窒素酸化物の排出により、資材等運搬車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
	粉じん等	造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働	◎	造成等の施工及び建設機械の稼働に伴う粉じん等の発生により、対象事業実施区域周辺の環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材等運搬車両の運行に伴う粉じん等の発生により、資材等運搬車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	●	建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の排出により、対象事業実施区域周辺の環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H27 福岡、 R1 成田、 R4 北九州
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	資材等運搬車両の運行に伴う浮遊粒子状物質の排出により、資材等運搬車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

- ◎印：主務省令による参考項目を基に選定した項目
- 印：愛知県環境影響評価指針の参考項目を基に選定した項目
- 印：他空港の環境影響評価書等を参考に選定した項目

備考欄の参考事例は以下のとおり。

- H27福岡：福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成27年10月、国土交通省九州地方整備局・大阪航空局)
- R1成田：成田空港の更なる機能強化環境影響評価書(令和元年9月、成田国際空港株式会社)
- R4北九州：北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価準備書(令和4年6月、国土交通省大阪航空局・九州地方整備局)

表 8.1-2 (2) 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由（工事の実施）

環境影響評価の項目		選定結果	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	備考
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	建設作業騒音	建設機械の稼働	◎	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により、対象事業実施区域周辺の環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
	道路交通騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材等運搬車両の運行に伴う騒音の発生により、資材等運搬車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
振動	建設作業振動	建設機械の稼働	—	建設機械の稼働に伴う振動の発生について、対象事業実施区域は海域に造成された人工島内にあり、住居等が位置する陸域からは約 1km 以上の離隔があるため、対象事業実施区域周辺の環境に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、評価項目として選定しない。
	道路交通振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材等運搬車両の運行に伴う振動の発生により、資材等運搬車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
水質	土砂による水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	◎	工事の実施により、降雨時に発生する濁水が、対象事業実施区域周辺の海域に流出する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	◎	造成等の施工により、建設副産物が発生することから、その影響を評価するため選定する。
温室効果ガス等	二酸化炭素、その他の温室効果ガス	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働により、二酸化炭素、その他の温室効果ガスが排出されることから、その影響を評価するため選定する。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	資材等運搬車両の走行により、二酸化炭素、その他の温室効果ガスが排出されることから、その影響を評価するため選定する。

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

- ◎印：主務省令による参考項目を基に選定した項目
- 印：愛知県環境影響評価指針の参考項目を基に選定した項目
- 印：主務省令に基づく参考項目のうち選定しなかった項目

表 8.1-3 (1) 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由
(土地又は工作物の存在及び供用)

環境影響評価の項目			選定結果	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	備考
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気質	窒素酸化物	航空機の運航	◎	航空機の運航に伴う窒素酸化物の排出により、対象事業実施区域及びその周辺における窒素酸化物の状況が変化する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
		飛行場の施設の供用	◎	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行状況の変化に伴い、アクセス道路沿いの住居等における窒素酸化物の状況が変化する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
	浮遊粒子状物質	航空機の運航	○	航空機の運航に伴う浮遊粒子状物質の排出により、対象事業実施区域及びその周辺における浮遊粒子状物質の状況が変化する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
		飛行場の施設の供用	○	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行状況の変化に伴い、アクセス道路沿いの住居等における浮遊粒子状物質の状況が変化する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
騒音	道路交通騒音	飛行場の施設の供用	●	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行状況の変化に伴い、アクセス道路沿いの住居等における道路交通騒音の状況が変化する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 R1 成田、 R4 北九州
	航空機騒音	航空機の運航	◎	航空機の運航に伴う騒音の発生により、対象事業実施区域及びその周辺における航空機騒音の状況が変化する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
低周波音		航空機の運航	●	航空機の運航に伴う低周波音の発生により、対象事業実施区域及びその周辺における低周波音の状況が変化する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H27 福岡、 R1 成田、 R4 北九州
振動	道路交通振動	飛行場の施設の供用	●	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行状況の変化に伴い、アクセス道路沿いの住居等における道路交通振動の状況が変化する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 R1 成田、 R4 北九州

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

◎印：主務省令による参考項目を基に選定した項目

○印：愛知県環境影響評価指針の参考項目を基に選定した項目

●印：他空港の環境影響評価書等を参考に選定した項目

備考欄の参考事例は以下のとおり。

H27福岡：福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成27年10月、国土交通省九州地方整備局・大阪航空局)

R1成田：成田空港の更なる機能強化環境影響評価書(令和元年9月、成田国際空港株式会社)

R4北九州：北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価準備書(令和4年6月、国土交通省大阪航空局・九州地方整備局)

表 8.1-3 (2) 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由
(土地又は工作物の存在及び供用)

環境影響評価の項目			選定結果	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	備考	
環境要素の区分	影響要因の区分					
水質	水の汚れ	飛行場の施設の供用	—	飛行場の施設の供用に伴う水の汚れについて、本事業ではターミナルビル等の施設は現状と変わらない計画である。施設からの雨水以外の排水については、下水管を経由して空港外の下水処理場で処理され、直接海域に放流することはない。したがって、評価項目として選定しない。		
地形及び地質	重要な地形及び地質	飛行場の存在	—	飛行場の存在に伴う重要な地形・地質への影響について、対象事業実施区域は海域に造成された人工島内にあり、その範囲内に学術上重要な地形・地質は存在していないことから、評価項目として選定しない。		
動物	重要な種及び注目すべき生息地	陸生動物	飛行場の存在	—	飛行場の存在に伴う動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響について、対象事業実施区域は海域に造成された人工島内にあり、滑走路整備に伴い、その一部は改変されるものの、もともと空港運用に伴い管理されている環境である。したがって、陸生動物に影響を及ぼすことはないため、評価項目として選定しない。	
			航空機の運航	●	航空機の運航に伴い、航空機と鳥との衝突（バードストライク）により鳥類の重要な種への影響が変化する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H27 福岡、 R1 成田、 R4 北九州
		水生動物	飛行場の存在	—	飛行場の存在に伴う動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響について、対象事業実施区域は海域に造成された人工島内にある。海域における工事は予定していないため、評価項目として選定しない。 なお、空中から水中への騒音の伝搬による水生動物への影響については、他事業における影響検討事例を踏まえると、ほとんどないものと考えられる。	参考事例 H30 福岡

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

●印：他空港の環境影響評価書等を参考に選定した項目

—印：主務省令に基づく参考項目のうち選定しなかった項目

備考欄の参考事例は以下のとおり。

H27福岡：福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成27年10月、国土交通省九州地方整備局・大阪航空局)

H30福岡：福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価書(平成30年3月、国土交通省大阪航空局・九州地方整備局)

R1成田：成田空港の更なる機能強化環境影響評価書(令和元年9月、成田国際空港株式会社)

R4北九州：北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価準備書(令和4年6月、国土交通省大阪航空局・九州地方整備局)

表 8.1-3 (3) 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由
(土地又は工作物の存在及び供用)

環境影響評価の項目			選定結果	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	備考
環境要素の区分		影響要因の区分			
植物	重要な種及び群落	陸生植物	飛行場の存在	—	飛行場の存在に伴う植物の重要な種及び群落への影響について、対象事業実施区域は海域に造成された人工島内にあり、滑走路整備に伴い、その一部は改変されるものの、もともと空港運用に伴い管理されている環境である。したがって、陸生植物に影響を及ぼすことはないため、評価項目として選定しない。
		水生植物	飛行場の存在	—	飛行場の存在に伴う植物の重要な種及び群落への影響について、対象事業実施区域は海域に造成された人工島内にある。海域における工事は予定していないため、評価項目として選定しない。
生態系	地域を特徴づける生態系	飛行場の存在	—	飛行場の存在に伴う地域を特徴づける生態系への影響について、対象事業実施区域は海域に造成された人工島内にあり、滑走路整備に伴い、その一部は改変されるものの、もともと空港運用に伴い管理されている環境である。また、海域における工事は予定していない。そのため、評価項目として選定しない。	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	飛行場の存在	—	飛行場の存在に伴う景観への影響について、本事業は海域に造成された平坦な人工島内に滑走路の整備を行う事業であり、主要な眺望点、景観資源を改変することはない。また、本事業では新たな建屋等を建設することはない。そのため、評価項目として選定しない。	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	飛行場の存在	—	飛行場の存在に伴う人と自然との触れ合い活動の場への影響について、本事業は海域に造成された平坦な人工島内に滑走路の整備を行う事業であり、対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすことはない。そのため、評価項目として選定しない。	
温室効果ガス等	二酸化炭素、その他の温室効果ガス	航空機の運航	●	航空機の運航及び飛行場の施設の供用により、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素等の排出状況が変化する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H27 福岡、 R1 成田、 R4 北九州
		飛行場の施設の供用	●		

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

●印：他空港の環境影響評価書等を参考に選定した項目

—印：主務省令に基づく参考項目のうち選定しなかった項目

備考欄の参考事例は以下のとおり。

H27福岡：福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成27年10月、国土交通省九州地方整備局・大阪航空局)

R1成田：成田空港の更なる機能強化環境影響評価書(令和元年9月、成田国際空港株式会社)

R4北九州：北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価準備書(令和4年6月、国土交通省大阪航空局・九州地方整備局)

8.2. 調査、予測及び評価の手法

8.2.1. 大気質

大気質に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由については、表 8.2-1～表 8.2-10 に示すとおりである。

表 8.2-1 (1) 大気質（窒素酸化物：建設機械の稼働）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
窒素酸化物	建設機械の稼働	調査すべき情報	1) 二酸化窒素の濃度の状況 2) 気象の状況	工事の実施に当たっては、一般的な工法を採用し、一般的な建設機械を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 下記の項目について、気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 ①風向・風速 ②日射量等	
		調査地域	建設機械の稼働による窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、対象事業実施区域及び近隣住居地区周辺を包含する範囲とした。	
		調査地点	調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 図 8.2-1 に示す一般環境大気測定局 4 地点（岡田、新舞子（知多市新舞子保育園）、常滑浄化センター、美浜町奥田（奥田公民館））とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ①風向・風速：図 8.2-1 に示すセントレア（中部航空地方気象台）とした。 ②日射量等：図 8.2-1 に示す名古屋地方気象台とした。	
		調査期間等	調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の5年間とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ①風向・風速及び②日射量等：至近の情報とした。ただし、異年年検定に用いる情報（①風向・風速）については、至近の10年間とした。	
		予測の基本的な手法	本事業で稼働する建設機械を対象とし、施工計画に基づく建設機械の稼働の程度等から二酸化窒素排出量を想定して大気の拡散式（プルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法とした。	
		予測地域	建設機械の稼働により窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点とした。	
		予測対象時期等	建設機械の稼働による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期とし、工事期間中において窒素酸化物の排出量が最大となる1年間とした。	

表 8.2-1 (2) 大気質（窒素酸化物：建設機械の稼働）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
窒素酸化物	建設機械の稼働	評価の手法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、窒素酸化物の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。</p> <p>[基準又は目標との整合性] 「二酸化窒素に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価した。</p>	主務省令に基づき選定した。

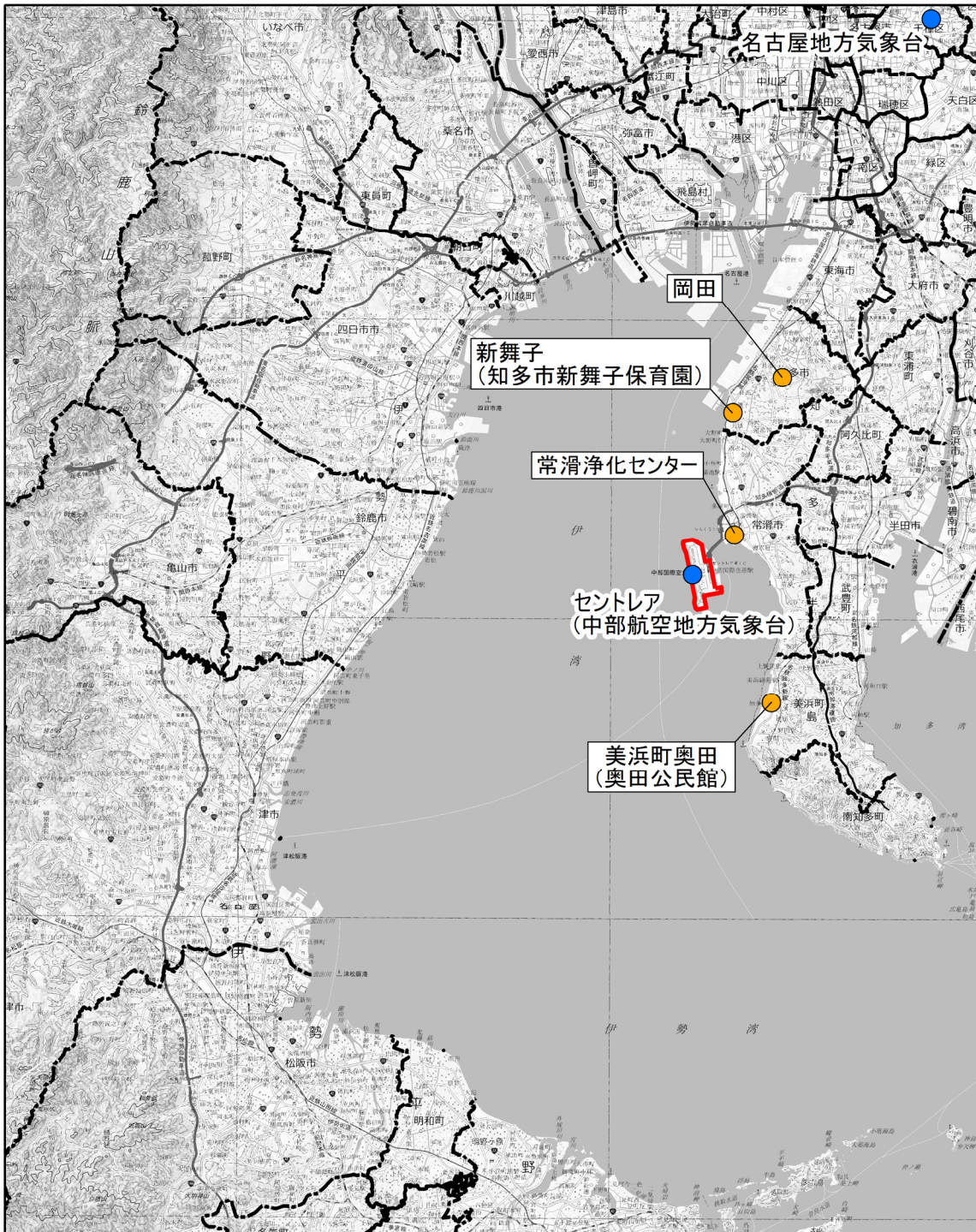


図8.2-1 大気質(一般環境大気質)調査地点等位置図

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 気象観測地点
- : 一般環境大気測定局

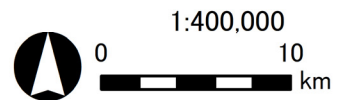


表 8.2-2(1) 大気質（窒素酸化物：資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
窒素 酸化物	資材及び 機械の運 搬に用い る車両の 運行	調査すべ き情報	1) 二酸化窒素の濃度の状況 2) 気象の状況 3) 沿道の状況 4) その他（交通量の状況）	工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		調査の 基本的な 手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 [現地調査] 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 環境庁告示第 38 号）に基づく二酸化窒素の濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 下記の項目について、気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 ① 風向・風速 [現地調査] 下記の項目について、「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とした。 ① 風向・風速 3) 沿道の状況 [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査時に目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認した。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査時に、車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とした。このほか、交差点方向別交通量の調査を行った。	
		調査地域	資材等運搬車両の運行による窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、資材等運搬車両の運行ルートとして想定される道路沿道とした。	
調査地点	調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。現地調査地点は、資材等運搬車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 図 8.2-2 に示す自動車排出ガス測定局 1 地点（多屋大気測定所（モニタリングポスト））とした。 [現地調査] 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：図 8.2-1 に示すセントレア（中部航空地方气象台）とした。 [現地調査] ① 風向・風速：図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。 3) 沿道の状況 [現地調査] 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。交差点方向別交通量の調査は、1 地点で行った。			

表 8.2-2(2) 大気質（窒素酸化物：資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
窒素酸化物	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	調査期間等	<p>調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。</p> <p>1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の5年間とした。 [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とした。</p> <p>2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：至近の10年間とした。 [現地調査] ① 風向・風速：年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とした。</p> <p>3) 沿道の状況 [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査の実施期間のうち、任意の時期とした。</p> <p>4) その他(交通量の状況) [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査の実施期間のうち、平日休日各1日間(24時間)とした。交差点方向別交通量の調査は、平日休日の代表的な各1日間とした。</p>	<p>工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定した。</p>
		予測の基本的な手法	<p>本事業で運行する資材等運搬車両を対象とし、施工計画に基づく資材等運搬車両の運行の台数等から窒素酸化物排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法とした。</p>	
		予測地域	<p>資材等運搬車両の運行による窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。</p>	
		予測地点	<p>予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、二酸化窒素の濃度の状況に係る現地調査地点と同じ、対象事業実施区域周辺2地点とした。</p>	
		予測対象時期等	<p>資材等運搬車両の運行による窒素酸化物の影響が最大となる時期とした。</p>	
		評価の手法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、窒素酸化物の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。 [基準又は目標との整合性] 「二酸化窒素に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価した。</p>	



図8.2-2 大気質(道路沿道大気質)調査地点等位置図

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 自動車排出ガス測定局
- : 道路沿道大気質・気象・沿道状況・断面交通量の現地調査地点
- ◆ : 交差点交通量の現地調査地点
- ←---→ : 資材等運搬車両走行ルート(想定)



表 8.2-3 (1) 大気質（窒素酸化物：航空機の運航）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
窒素酸化物	航空機の運航	調査すべき情報	1) 二酸化窒素の濃度の状況 2) 気象の状況	当該飛行場の利用を予定する航空機については、一般的な運航が行われるため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 下記の項目について、気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 ① 風向・風速 ② 日射量等	
		調査地域	航空機の運航による窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、飛行経路等の影響要因及び窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて、対象事業実施区域及び住居地区周辺を包含する範囲とした。	
		調査地点	調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 図 8.2-1 に示す一般環境大気測定局 4 地点（岡田、新舞子（知多市新舞子保育園）、常滑浄化センター、美浜町奥田（奥田公民館））とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：図 8.2-1 に示すセントレア（中部航空地方気象台）とした。 ② 日射量等：図 8.2-1 に示す名古屋地方気象台とした。	
	調査期間等	調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の5年間とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速及び②日射量等：至近の情報とした。ただし、異年検定に用いる情報（①風向・風速）については、至近の10年間とした。		

表 8.2-3 (2) 大気質（窒素酸化物:航空機の運航）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
窒素酸化物	航空機の運航	予測の基本的な手法	航空機の飛行及び地上走行、駐機中に稼働するAPU（補助動力装置）、GSE車両 ^注 等の走行、空港施設での燃料の燃焼を対象とし、現況及び事業実施後の航空機の発着回数及び飛行経路、GSE車両の台数及び走行経路、空港施設の稼働の程度等から航空機の運航等による窒素酸化物排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法とした。	当該飛行場の利用を予定する航空機については、一般的な運航が行われるため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		予測地域	航空機の運航により窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点とした。	
		予測対象時期等	完全24時間運用が実現された時点とした。	
		評価の手法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価]</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、窒素酸化物の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。</p> <p>[基準又は目標との整合性]</p> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価した。</p>	

注) GSE車両とは、航空機地上支援車両（Ground Support Equipment）の総称であり、主に旅客手荷物や航空貨物の荷役、給油作業などの作業を、駐機場（エプロン）にて行う。

表 8.2-4(1) 大気質（窒素酸化物：飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
窒素酸化物	飛行場の施設の供用	調査すべき情報	1) 二酸化窒素の濃度の状況 2) 気象の状況 3) 沿道の状況 4) その他（交通量の状況）	飛行場を利用する車両は一般的な車両であるため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 [現地調査] 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に基づく二酸化窒素の濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 下記の項目について、気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 ① 風向・風速 [現地調査] 下記の項目について、「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とした。 ① 風向・風速 3) 沿道の状況 [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査時に目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認した。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査時に、車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とした。このほか、交差点方向別交通量の調査を行った。	
		調査地域	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、飛行場を利用する車両の走行ルートとして想定される道路沿道とした。	
		調査地点	調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。現地調査地点は、飛行場を利用する車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 図 8.2-2 に示す自動車排出ガス測定局 1 地点（多屋大気測定所（モニタリングポスト））とした。 [現地調査] 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：図 8.2-1 に示すセントレア（中部航空地方气象台）とした。 [現地調査] ① 風向・風速：図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。 3) 沿道の状況 [現地調査] 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。交差点方向別交通量の調査は、1 地点で行った。	
	調査期間等	調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の 5 年間とした。 [現地調査] 年 4 回（春季、夏季、秋季、冬季）、各 7 日間とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：至近の 10 年間とした。 [現地調査] ① 風向・風速：年 4 回（春季、夏季、秋季、冬季）、各 7 日間とした。 3) 沿道の状況 [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査の実施期間のうち、任意の時期とした。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査の実施期間のうち、平日休日各 1 日間（24 時間）とした。交差点方向別交通量の調査は、平日休日の代表的な各 1 日間とした。		

表 8.2-4(2) 大気質（窒素酸化物：飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
窒素酸化物	飛行場の施設の供用	予測の基本的な手法	飛行場を利用する車両を対象とし、現況及び事業実施後の航空機の発着回数等に基づき設定する飛行場を利用する車両の走行の程度から窒素酸化物排出量を想定して大気の拡散式（プルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法とした。	飛行場を利用する車両は一般的な車両であるため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		予測地域	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、二酸化窒素の濃度の状況に係る現地調査地点と同じ、対象事業実施区域周辺 2 地点とした。	
		予測対象時期等	完全 24 時間運用が実現された時点とした。	
		評価の手法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価]</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、窒素酸化物の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。</p> <p>[基準又は目標との整合性]</p> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価した。</p>	

表 8.2-5 大気質（粉じん等：造成等の一時的影響、建設機械の稼働）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
粉じん等	造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働	調査すべき情報	1) 降下ばいじん量の状況 2) 気象の状況	工事の実施に当たっては、一般的な工法の採用及び一般的な建設機械を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 降下ばいじん量の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 下記の項目について、気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 ① 風向・風速	
		調査地域	造成等の施工及び建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、対象事業実施区域及び近隣住居地区周辺を包含する範囲とした。	
		調査地点	調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。 1) 降下ばいじん量の状況 [文献その他の資料調査] 図 8.2-1 に示す一般環境大気測定局 1 地点（岡田）とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：図 8.2-1 に示すセントレア（中部航空地方気象台）とした。	
		調査期間等	調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 1) 降下ばいじん量の状況 [文献その他の資料調査] 至近の5年間とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：至近の10年間とした。	
		予測の基本的な手法	本事業で実施する造成工事及びその施工時に稼働する建設機械を対象とし、事例の解析に基づく経験式により、施工計画に基づく建設機械の稼働の程度から発生する粉じん量及び拡散の程度を計算して季節別降下ばいじん量を求める方法とした。	
		予測地域	造成等の施工及び建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とした。	
		予測対象時期等	造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働による粉じん等の影響が最大となる時期とした。	
		評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、粉じん等の影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。 なお、その目安は、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成2年7月 環境庁通達）に示される「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」を参考として設定された降下ばいじんの参考値と予測結果との間に整合が図られているかどうかについて評価した。	

表 8.2-6(1) 大気質（粉じん等：資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素の区分	評価の項目 影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
粉じん等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	1) 降下ばいじん量の状況 2) 気象の状況 3) 沿道の状況	工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
	調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 降下ばいじん量の状況 [文献その他の資料調査] 各自自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 下記の項目について、気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 ① 風向・風速 [現地調査] 下記の項目について、「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）等に基づく測定並びに測定結果の整理及び解析とした。 ① 風向・風速 3) 沿道の状況 [現地調査] 現地調査時に目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認した。		
	調査地域	資材等運搬車両の運行による粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、資材等運搬車両の走行ルートとして想定される道路沿道とした。		
	調査地点	調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。現地調査地点は、資材等運搬車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し設定した。 1) 降下ばいじん量の状況 [文献その他の資料調査] 図 8.2-1 に示す一般環境大気測定局 1 地点（岡田）とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：図 8.2-1 に示すセントレア（中部航空地方気象台）とした。 [現地調査] 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。 3) 沿道の状況 [現地調査] 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。		
	調査期間等	調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 1) 降下ばいじん量の状況 [文献その他の資料調査] 至近の5年間とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：至近の10年間とした。 [現地調査] ① 風向・風速：年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とした。 3) 沿道の状況 [現地調査] 気象の状況の現地調査の実施期間のうち、任意の時期とした。		
	予測の基本的な手法	本事業により運行する資材等運搬車両を対象とし、事例の解析に基づく経験式により、施工計画に基づく資材等運搬車両の運行の台数から発生する粉じん量及び拡散の程度を計算して季節別降下ばいじん量を求める方法とした。		
	予測地域	資材等運搬車両の運行による粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。		
	予測地点	予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、二酸化窒素の濃度の状況に係る現地調査地点と同じ、図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。		
	予測対象時期等	資材等運搬車両の運行による粉じん等の影響が最大となる時期とした。		

表 8.2-6(2) 大気質（粉じん等：資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響 環境要素 の区分	評価の項目 影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定の理由
粉じん 等	資材及び 機械の運 搬に用い る車両の 運行	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価]</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、粉じん等の影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。</p> <p>なお、その目安は、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成2年7月 環境庁通達）に示される「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」を参考として設定された降下ばいじんの参考値と予測結果との間に整合が図られているかどうかについて評価した。</p>	主務省令に基づき選定した。

表 8.2-7 大気質（浮遊粒子状物質：建設機械の稼働）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	調査すべき情報	1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 2)気象の状況	工事の実施に当たっては、一般的な工法を採用及び一般的な建設機械を使用するため、標準的な手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 2)気象の状況 [文献その他の資料調査] 下記の項目について、気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 ①風向・風速 ②日射量等	
		調査地域	建設機械の稼働による浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、対象事業実施区域及び近隣住居地区周辺を包含する範囲とした。	
		調査地点	調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。 1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 図 8.2-1 に示す一般環境大気測定局4地点（岡田、新舞子（知多市新舞子保育園）、常滑浄化センター、美浜町奥田（奥田公民館））とした。 2)気象の状況 [文献その他の資料調査] ①風向・風速：図 8.2-1 に示すセントレア（中部航空地方気象台）とした。 ②日射量等：図 8.2-1 に示す名古屋地方気象台とした。	
		調査期間等	調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の5年間とした。 2)気象の状況 [文献その他の資料調査] ①風向・風速及び②日射量等：至近の情報とした。ただし、異常年検定に用いる情報（①風向・風速）については、至近の10年間とした。	
		予測の基本的な手法	本事業で稼働する建設機械を対象とし、施工計画に基づく建設機械の稼働の程度等から浮遊粒子状物質排出量を想定して大気の拡散式（プルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法とした。	
		予測地域	建設機械の稼働により浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とした。	
		予測対象時期等	建設機械の稼働による浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期とし、工事期間中において浮遊粒子状物質の排出量が最大となる1年間とした。	
		評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、浮遊粒子状物質の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。 [基準又は目標との整合性] 「大気の汚染に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価した。	

表 8.2-8(1) 大気質（浮遊粒子状物質：資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
浮遊粒子状物質	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 2) 気象の状況 3) 沿道の状況 4) その他（交通量の状況）	工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、標準的な手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 [現地調査] 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に基づく浮遊粒子状物質の濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 下記の項目について、気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 ① 風向・風速 [現地調査] 下記の項目について、「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）等に基づく測定並びに測定結果の整理及び解析とした。 ① 風向・風速 3) 沿道の状況 [現地調査] 浮遊粒子状物質の濃度の状況の現地調査時に目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認した。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 浮遊粒子状物質の濃度の状況の現地調査時に、車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とした。このほか、交差点方向別交通量の調査を行った。	
		調査地域	資材等運搬車両の運行による浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、資材等運搬車両の運行ルートとして想定される道路沿道とした。	
		調査地点	調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。現地調査地点は、資材等運搬車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 図 8.2-2 に示す自動車排出ガス測定局 1 地点（多屋大気測定所（モニタリングポスト））とした。 [現地調査] 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：図 8.2-1 に示すセントレア（中部航空地方気象台）とした。 [現地調査] ① 風向・風速：図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。 3) 沿道の状況 [現地調査] 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域周辺 2 地点とした。交差点方向別交通量の調査は、1 地点で行った。	
	調査期間等	調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の 5 年間とした。 [現地調査] 年 4 回（春季、夏季、秋季、冬季）、各 7 日間とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：至近の 10 年間とした。 [現地調査] ① 風向・風速：年 4 回（春季、夏季、秋季、冬季）、各 7 日間とした。 3) 沿道の状況 [現地調査] 浮遊粒子状物質の濃度の状況の現地調査の実施期間のうち、任意の時期とした。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 浮遊粒子状物質の濃度の現地調査の実施期間のうち、平日休日各 1 日間（24 時間）とした。交差点方向別交通量の調査は、平日休日の代表的な各 1 日間とした。		

表 8.2-8(2) 大気質（浮遊粒子状物質：資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
浮遊粒子状物質	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	予測の基本的な手法	本事業で運行する資材等運搬車両を対象とし、施工計画に基づく資材等運搬車両の運行の台数等から浮遊粒子状物質排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法とした。	工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、標準的な手法を選定した。
		予測地域	資材等運搬車両の運行による浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、浮遊粒子状物質の濃度の状況に係る現地調査地点と同じ、対象事業実施区域周辺2地点とした。	
		予測対象時期等	資材等運搬車両の運行による浮遊粒子状物質の影響が最大となる時期とした。	
		評価の手法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価]</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、浮遊粒子状物質の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。</p> <p>[基準又は目標との整合性]</p> <p>「大気の汚染に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価した。</p>	

表 8.2-9(1) 大気質（浮遊粒子状物質：航空機の運航）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
浮遊粒子状物質	航空機の運航	調査すべき情報	1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 2)気象の状況	当該飛行場の利用を予定する航空機については、一般的な運航が行われるため、標準的な手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 2)気象の状況 [文献その他の資料調査] 下記の項目について、気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 ①風向・風速 ②日射量等	
		調査地域	航空機の運航による浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、飛行経路等の影響要因及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、対象事業実施区域及び近隣住居地区周辺を包含する範囲とした。	
		調査地点	調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。 1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 図 8.2-1 に示す一般環境大気測定局 4 地点（岡田、新舞子（知多市新舞子保育園）、常滑浄化センター、美浜町奥田（奥田公民館））とした。 2)気象の状況 [文献その他の資料調査] ①風向・風速：図 8.2-1 に示すセントレア（中部航空地方気象台）とした。 ②日射量等：図 8.2-1 に示す名古屋地方気象台とした。	
		調査期間等	調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 1)浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の5年間とした。 2)気象の状況 [文献その他の資料調査] ①風向・風速及び②日射量：至近の情報とした。ただし、異常年検定に用いる情報（①風向・風速）については、至近の10年間とした。	
		予測の基本的な手法	航空機の飛行及び地上走行、駐機中に稼働するAPU（補助動力装置）、GSE 車両等の走行、空港施設での燃料の燃焼を対象とし、現況及び事業実施後の航空機の発着回数及び飛行経路、GSE 車両の台数及び走行経路、空港施設の稼働の程度等から航空機の運航等による浮遊粒子状物質排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法とした。	
		予測地域	航空機の運航により浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とした。	
予測対象時期等	完全 24 時間運用が実現された時点とした。			

表 8.2-9(2) 大気質（浮遊粒子状物質：航空機の運航）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
浮遊粒子状物質	航空機の運航	評価の手法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、浮遊粒子状物質の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。</p> <p>[基準又は目標との整合性] 「大気の汚染に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価した。</p>	主務省令に基づき選定した。

表 8.2-10(1) 大気質（浮遊粒子状物質：飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
浮遊粒子状物質	飛行場の施設の供用	調査すべき情報	1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 2) 気象の状況 3) 沿道の状況 4) その他（交通量の状況）	飛行場を利用する車両は一般的な車両であるため、標準的な手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 [現地調査] 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に基づく浮遊粒子状物質の濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 下記の項目について、気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 ① 風向・風速 [現地調査] 下記の項目について、「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とした。 ① 風向・風速 3) 沿道の状況 [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査時に目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認した。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査時に、車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とした。このほか、交差点方向別交通量の調査を行った。	
		調査地域	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、飛行場を利用する車両の走行ルートとして想定される道路沿道とした。	
		調査地点	調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。現地調査地点は、飛行場を利用する車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 図8.2-2に示す自動車排出ガス測定局1地点（多屋大気測定所（モニタリングポスト））とした。 [現地調査] 図8.2-2に示す対象事業実施区域周辺2地点とした。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：図8.2-1に示すセントレア（中部航空地方気象台）とした。 ② 日射量等：図8.2-1に示す名古屋地方気象台とした。 [現地調査] ① 風向・風速：図8.2-2に示す対象事業実施区域周辺2地点とした。 3) 沿道の状況 [現地調査] 図8.2-2に示す対象事業実施区域周辺2地点とした。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 図8.2-2に示す対象事業実施区域周辺2地点とした。交差点方向別交通量の調査は、1地点で行った。	

表 8.2-10(2) 大気質（浮遊粒子状物質：飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
浮遊粒子状物質	飛行場の施設の供用	調査期間等	<p>調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。</p> <p>1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の5年間とした。 [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とした。</p> <p>2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] ① 風向・風速：至近の10年間とした。 [現地調査] ① 風向・風速：年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とした。</p> <p>3) 沿道の状況 [現地調査] 浮遊粒子状物質の濃度の状況の現地調査の実施期間のうち、任意の時期とした。</p> <p>4) その他（交通量の状況） [現地調査] 浮遊粒子状物質の濃度の状況の現地調査の実施期間のうち、平日休日各1日間（24時間）とした。交差点方向別交通量の調査は、平日休日の代表的な各1日間とした。</p>	飛行場を利用する車両は一般的な車両であるため、標準的な手法を選定した。
		予測の基本的な手法	飛行場を利用する車両を対象とし、現況及び事業実施後の航空機の発着回数等に基づき設定する飛行場を利用する車両の走行の程度から浮遊粒子状物質排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法とした。	
		予測地域	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、浮遊粒子状物質の濃度の状況に係る現地調査地点と同じ、対象事業実施区域周辺2地点とした。	
		予測対象時期等	完全24時間運用が実現された時点とした。	
		評価の手法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、浮遊粒子状物質の影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。 [基準又は目標との整合性] 「大気の汚染に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価した。</p>	

8.2.2. 騒音

騒音に係る調査、予測の手法並びにその選定理由については、表 8.2-11～表 8.2-14 に示すとおりである。

表 8.2-11 騒音（建設機械の稼働）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	建設機械の稼働	調査すべき情報	1) 騒音の状況 2) 地表面の状況	工事の実施に当たっては、一般的な工法を採用し、一般的な建設機械を使用するため、主務省令に基づき参考手法を選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 騒音の状況 [現地調査] 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月、環境省）に示される方法に基づき騒音を測定し、その結果の整理及び解析を行う方法とした。 2) 地表面の状況 [現地調査] 騒音の状況の現地調査時に目視により、調査地点周辺の地表面の状況を確認した。	
		調査地域	建設機械の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、音の伝搬の特性を踏まえ、対象事業実施区域及び近隣住居地区周辺を包含する範囲とした。	
		調査地点	調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。現地調査地点は、近隣住居地区近傍の環境騒音を把握できるよう設定した。 1) 騒音の状況 [現地調査] 図 8.2-3 に示す 2 地点とした(環境騒音)。 2) 地表面の状況 [現地調査] 騒音の状況の現地調査地点とした。	
		調査期間等	調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 1) 騒音の状況 [現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況と考えられる 1 日とし、24 時間毎時測定とした。 2) 地表面の状況 [現地調査] 騒音の状況の調査期間等と同様とした。	
		予測の基本的な手法	本事業で稼働する建設機械を対象とし、施工計画に基づく建設機械の稼働の程度から騒音の発生状況を想定して音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の ASJ CN-model 2007）により影響の程度を計算する方法とした。	
		予測地域	建設機械の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における建設作業騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、対象事業実施区域の敷地境界及び騒音の状況の現地調査地点とした。	
		予測対象時期等	建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期とした。	
	評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、建設作業騒音の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。 [基準又は目標との整合性] 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」と予測結果を比較し、その整合性について評価した。なお、夜間工事に伴う騒音については、「騒音に係る環境基準」との整合性について検討した。		主務省令に基づき選定した。

表 8.2-12 騒音（資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	1)騒音の状況 2)沿道の状況 3)その他(交通量の状況)	工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1)騒音の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 [現地調査] 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)に示される方法に基づき騒音を測定し、その結果の整理及び解析を行う方法とした。 2)沿道の状況 [現地調査] 騒音の状況の現地調査時に目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認した。 3)その他(交通量の状況) [現地調査] 騒音の状況の現地調査時に、車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とした。このほか、交差点方向別交通量の調査を行った。	
		調査地域	資材等運搬車両の運行による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、音の伝搬の特性を踏まえて、資材等運搬車両の走行ルートとして想定される道路沿道とした。	
		調査地点	調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。現地調査地点は、資材等運搬車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1)騒音の状況 [文献その他の資料調査] 図8.2-3に示す3地点とした(道路交通騒音)。 [現地調査] 図8.2-3に示す2地点とした(道路交通騒音)。 2)沿道の状況 [現地調査] 騒音の状況の現地調査地点と同様とした。 3)その他(交通量の状況) [現地調査] 騒音の状況の現地調査地点と同様とした。交差点方向別交通量の調査は、1地点で行った。	
		調査期間等	調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とした。 1)騒音の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とした。 [現地調査] 1年間を通じて平均的な状況と考えられる平日・休日各1日とし、24時間毎時測定とした。 2)沿道の状況 [現地調査] 騒音の状況の調査期間等と同様とした。 3)その他(交通量の状況) [現地調査] 騒音の状況の調査期間等と同様とした。	
		予測の基本的な手法	本事業で運行する資材等運搬車両を対象とし、施工計画に基づく資材等運搬車両の運行の台数から騒音の発生状況を想定して音の伝搬理論に基づく予測式(日本音響学会のASJ RTN-model 2018)により影響の程度を計算する方法とした。	
		予測地域	資材等運搬車両の運行による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、騒音の状況の現地調査地点と同じとした。	
		予測対象時期等	資材等運搬車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期とし、運行台数が最大となる時期等とした。	
		評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、道路交通騒音の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。 [基準又は目標との整合性] 「騒音に係る環境基準」と予測結果を比較することにより、その整合性について評価した。	

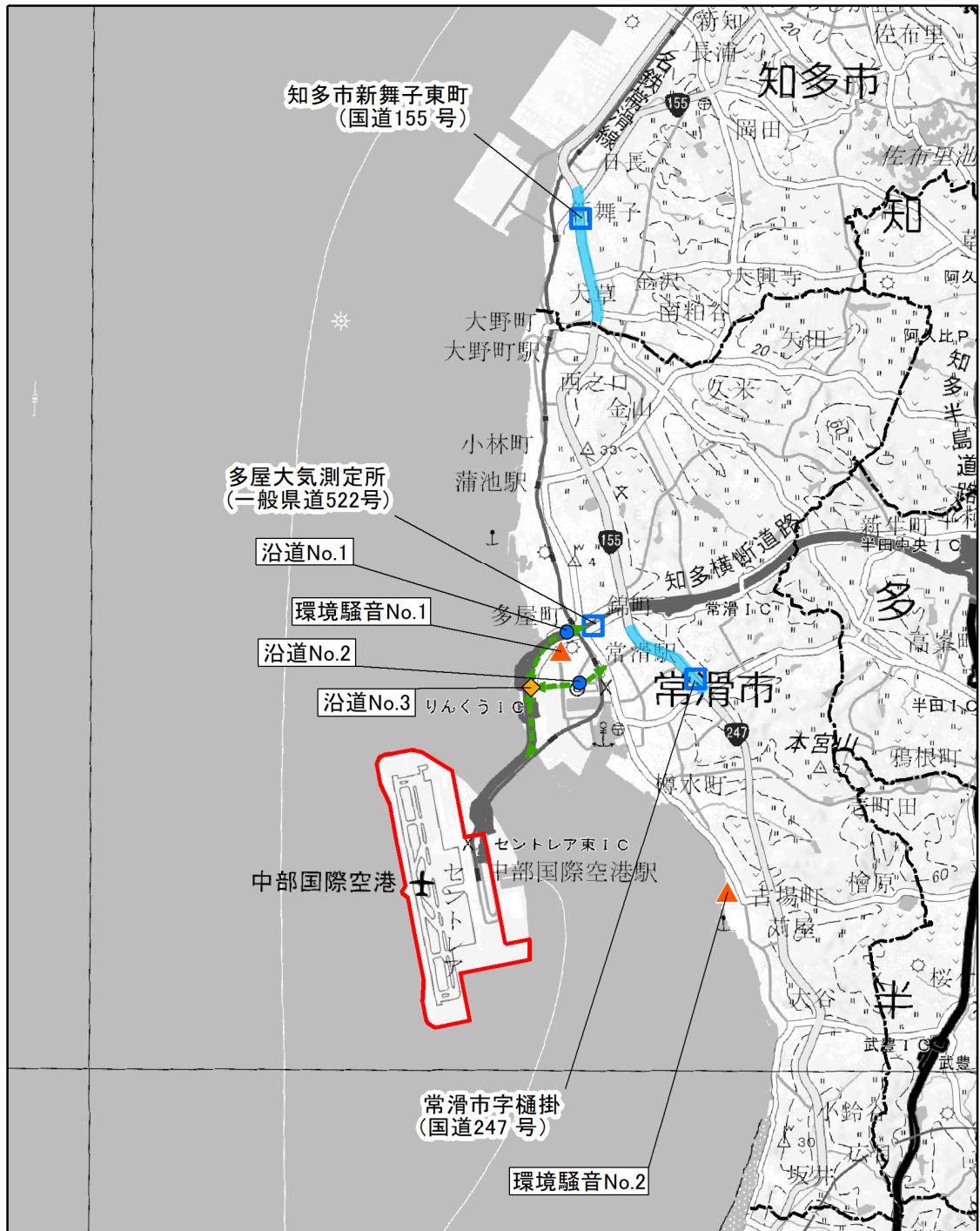


図8.2-3 騒音（環境騒音・道路交通騒音）調査地点等位置図

凡例

- : 対象事業実施区域
- ▲ : 環境騒音の現地調査地点
- : 道路交通騒音の測定地点（文献等調査）
- : 道路交通騒音の面的評価区間（文献等調査）
- : 道路交通騒音・沿道状況・断面交通量の現地調査地点
- ◆ : 交差点交通量の現地調査地点
- ←---→ : 資材等運搬車両走行ルート（想定）



表 8.2-13 騒音（航空機の運航）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	航空機の運航	調査すべき情報	1) 騒音の状況	当該飛行場の利用を予定する航空機については、一般的な運航が行われるため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 騒音の状況 [文献その他の資料調査] 中部国際空港株式会社及び各自治体により実施されている騒音測定（環境監視）の結果の整理及び解析を行う方法とした。	
		調査地域	航空機の運航による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、航空機の飛行経路を踏まえ、影響が想定される対象事業実施区域周辺とした。	
		調査地点	調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。 [文献その他の資料調査] 図 8.2-4 に示す地点とした。 航空機騒音の環境監視地点は、想定する飛行経路及び住居等が集まっている地点を考慮し、設定されている。	
		調査期間等	調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とした。	
		予測の基本的な手法	航空機の飛行及び地上走行、駐機中に稼働する APU（補助動力装置）、エンジン試運転等を対象とし、現況及び事業実施後の航空機の発着回数及び飛行経路、エンジン試運転の位置及び回数等から、「国土交通省モデル」により影響の程度の計算を行う方法とした。	
		予測地域	航空機の運航による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測対象時期等	完全 24 時間運用が実現された時点とした。	
		評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、航空機騒音の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。 [基準又は目標との整合] 「航空機騒音に係る環境基準」と予測結果を比較することにより、その整合について評価した。	主務省令に基づき選定した。

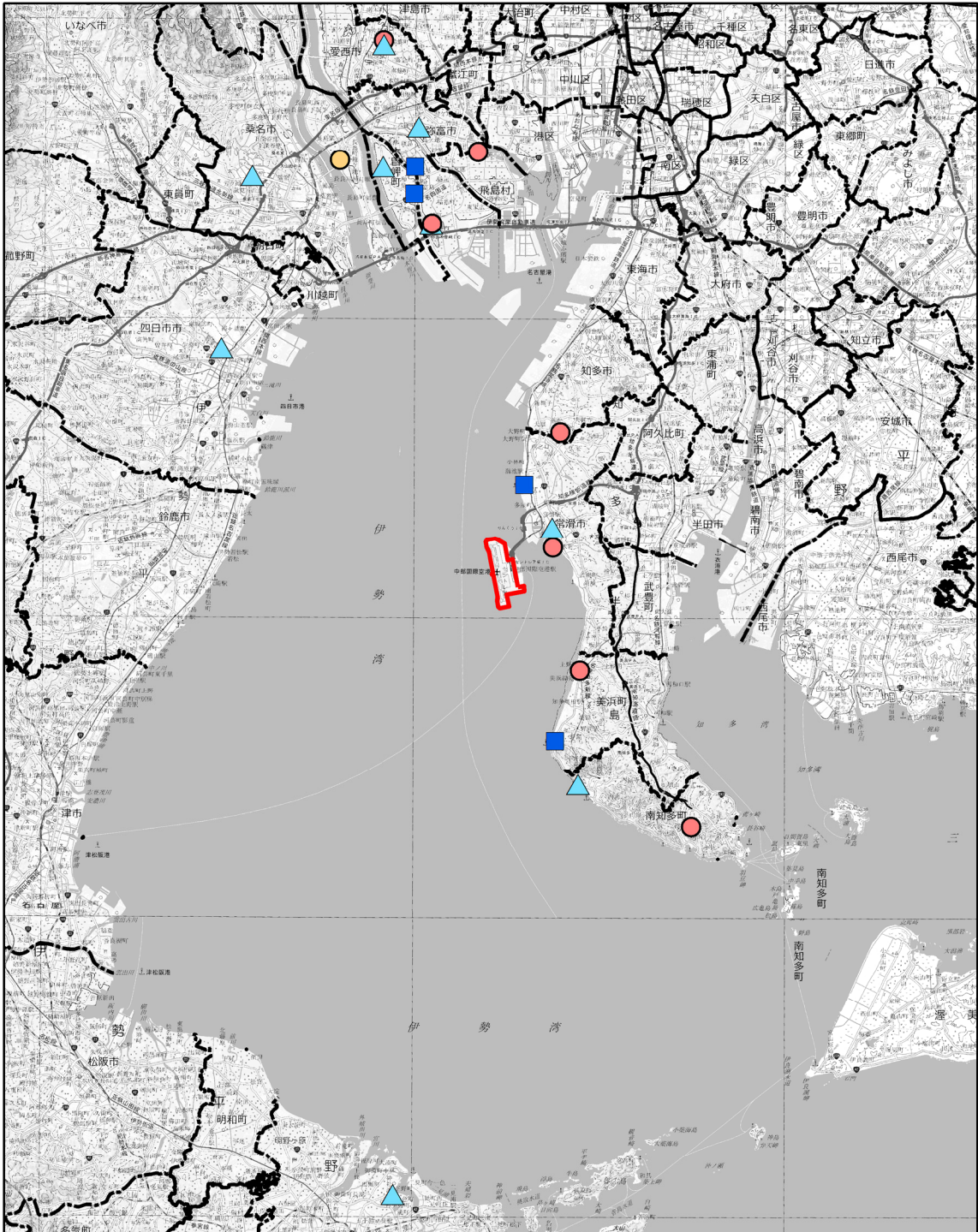


図8.2-4 騒音(航空機騒音)調査地点位置図

凡例

— : 対象事業実施区域

航空機騒音測定地点

- : 愛知県測定
- : 三重県測定
- : 中部国際空港測定(常時監視)
- ▲ : 中部国際空港測定(定期監視)



表 8.2-14 騒音（飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	飛行場の施設の供用	調査すべき情報	1)騒音の状況 2)沿道の状況 3)その他(交通量の状況)	飛行場を利用する車両は一車であるため、標準的な手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1)騒音の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による調査等情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 [現地調査] 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月、環境省)に示される方法に基づき騒音を測定し、その結果の整理及び解析を行う方法とした。 2)沿道の状況 [現地調査] 騒音の状況の現地調査時に目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認した。 3)その他(交通量の状況) [現地調査] 騒音の状況の現地調査時に、車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とした。このほか、交差点方向別交通量の調査を行った。	
		調査地域	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、音の伝搬の特性を踏まえて、飛行場を利用する車両の走行ルートとして想定される道路沿道とした。	
		調査地点	調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。現地調査地点は、飛行場を利用する車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1)騒音の状況 [文献その他の資料調査] 図 8.2-3 に示す 3 地点とした(道路交通騒音)。 [現地調査] 図 8.2-3 に示す 2 地点とした(道路交通騒音)。 2)沿道の状況 [現地調査] 騒音の状況の現地調査地点と同様とした。 3)その他(交通量の状況) [現地調査] 騒音の状況の現地調査地点と同様とした。交差点方向別交通量の調査は、1 地点で行った。	
		調査期間等	調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とした。 1)騒音の状況 [現地調査] 1年間を通じて平均的な状況と考えられる平日・休日各 1 日とし、24 時間毎時測定とした。 2)沿道の状況 [現地調査] 騒音の状況の現地調査の調査期間等と同様とした。 3)その他(交通量の状況) [現地調査] 騒音の状況の現地調査の調査期間等と同様とした。	
		予測の基本的な手法	飛行場を利用する車両を対象とし、現況及び事業実施後の航空機の発着回数等に基づき設定する飛行場を利用する車両の走行の程度から騒音の発生状況を想定して音の伝搬理論に基づく予測式(日本音響学会の ASJ RTN-model 2018)により影響の程度を計算する方法とした。	
		予測地域	飛行場を利用する車両の走行による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、騒音の状況の現地調査地点と同じとした。	
		予測対象時期等	完全 24 時間運用が実現された時点とした。	
		評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、道路交通騒音の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。 [基準又は目標との整合性] 「騒音に係る環境基準」と予測結果を比較することにより、その整合性について評価した。	

8.2.3. 低周波音

低周波音に係る調査、予測の手法並びにその選定理由については、表 8.2-15 に示すとおりである。

表 8.2-15 低周波音（航空機の運航）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
低周波音	航空機の運航	調査すべき情報	1)航空機運航時の低周波音(G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル)	当該飛行場の利用を予定する航空機は一般的な運航が行われるため、標準的な手法を選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1)航空機運航時の低周波音 [現地調査]「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)に基づき航空機による低周波音を測定し、その結果を整理及び解析する方法とした。	
		調査地域	航空機の運航による低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、航空機の飛行経路を踏まえ、影響が想定される対象事業実施区域周辺とした。	
		調査地点	調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。現地調査地点は、想定する飛行経路及び住居等が集まっている地点を考慮し、設定した。 1)航空機運航時の低周波音 [現地調査] 図8.2-5に示す4地点とした。	
		調査期間等	調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とした。 1)航空機運航時の低周波音 [現地調査] 滑走路の運用方向ごとの状況を把握するため年2回とした。気象状況を考慮して設定した。	
		予測の基本的な手法	航空機の飛行を対象とし、現地調査結果の解析及び想定する現況及び事業実施後の航空機の飛行経路等を踏まえた、音の伝搬理論に基づく予測式による方法とした。	
		予測地域	航空機の運航による低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、航空機運航時の低周波音の現地調査地点と同じとした。	
		予測対象時期等	完全24時間運用が実現された時点とした。	
			評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、低周波音の影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。 なお、その目安として、種々の低周波音の影響に関する調査研究にもとづく心理的影響、生理的影響、物理的影響に関する科学的知見を活用した。

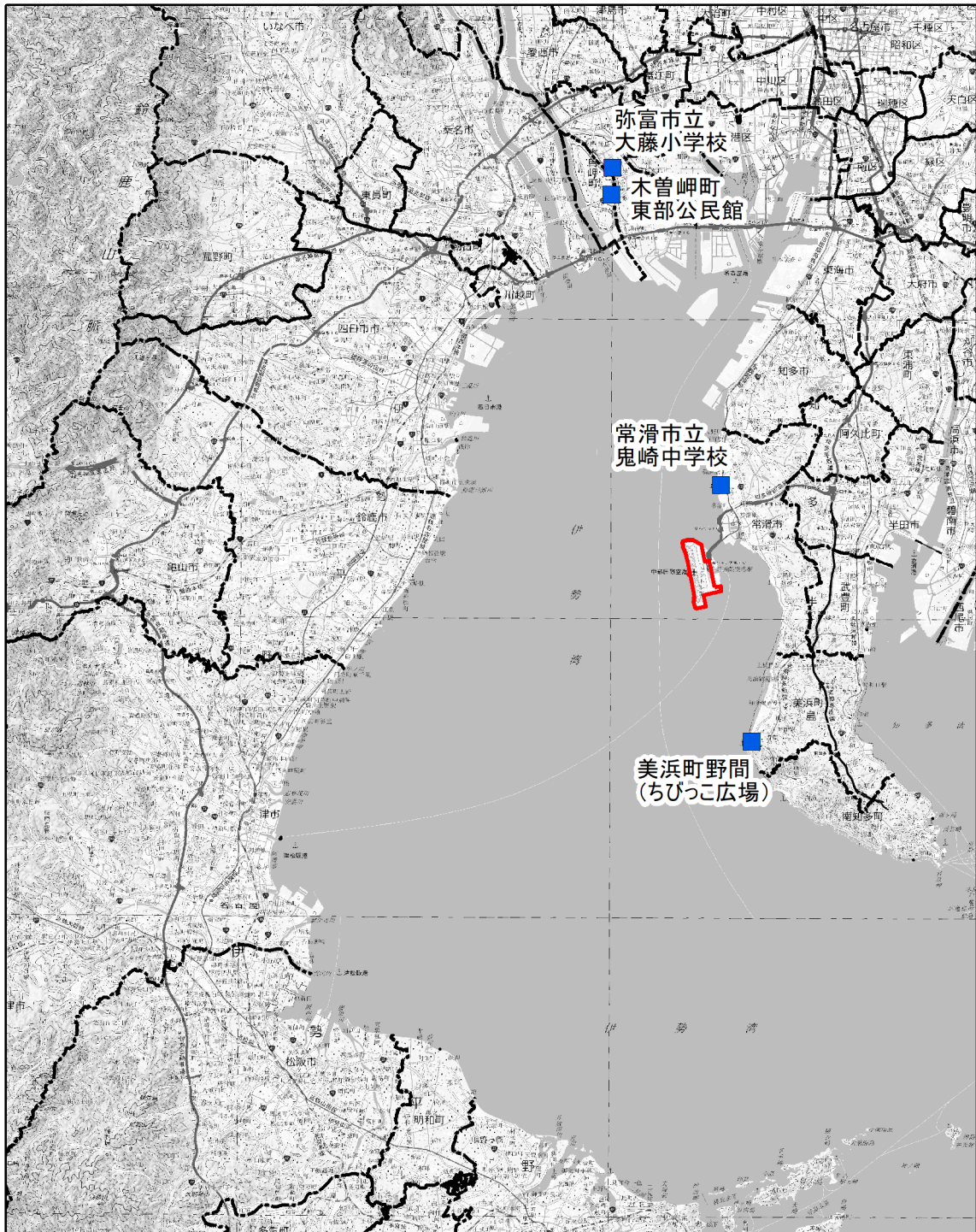
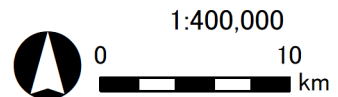


図8.2-5低周波音調査地点等位置図

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 低周波音の現地調査地点
(中部国際空港測定(常時監視)と同じ地点)



8.2.4. 振動

振動に係る調査、予測の手法並びにその選定理由については、表 8.2-16(1)～(2)、表 8.2-17(1)～(2)に示すとおりである。

表 8.2-16(1) 振動（資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	1) 振動の状況 2) 地盤の状況 3) その他(交通量の状況)	工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 振動の状況 [現地調査] 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 総理府令第 58 号) に示される方法に基づき振動を測定し、その結果の整理及び解析を行う方法とした。 2) 地盤の状況 [文献その他の資料調査] 地盤関連の文献・資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 [現地調査] 振動の状況の現地調査結果について 1/3 オクターブバンド分析器により周波数分析を行い、地盤卓越振動数を把握する方法とした。 3) その他(交通量の状況) [現地調査] 振動の状況の現地調査と同時に、車種別、上下線方向別に時間毎の交通量及び平均走行速度を計測する方法とした。このほか、交差点方向別交通量の調査を行った。	
		調査地域	資材等運搬車両の運行による振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、振動の伝搬の特性を踏まえて、資材等運搬車両の走行ルートとして想定される道路沿道とした。	
		調査地点	調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。現地調査地点は、資材等運搬車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1) 振動の状況 [現地調査] 図 8.2-6 に示す 2 地点とした(道路交通振動)。 2) 地盤の状況 [文献その他の資料調査] 資材等運搬車両が走行すると想定される道路の沿道を含む範囲とした。 [現地調査] 振動の状況の調査地点と同様とした。 3) その他(交通量の状況) [現地調査] 振動の状況の調査地点と同様とした。交差点方向別交通量の調査は、1 地点で行った。	
	調査期間等	調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とした。 1) 振動の状況 [現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況と考えられる平日・休日各 1 日とし、24 時間毎時測定とした。 2) 地盤の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とした。 [現地調査] 振動の状況の調査時に 1 回とした。 3) その他(交通量の状況) [現地調査] 振動の状況の調査期間等と同様とした。		

表 8.2-16(2) 振動（資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	予測の基本的な手法	本事業で運行する資材等運搬車両を対象とし、施工計画に基づく資材等運搬車両の運行の台数から振動の発生状況を想定して振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算による方法とした。	工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		予測地域	資材等運搬車両の走行による振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、振動の状況の現地調査地点と同じとした。	
		予測対象時期等	資材等運搬車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期とし、運行台数が最大となる時期等とした。	
		評価の手法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価]</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、道路交通振動の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。</p> <p>[基準又は目標との整合]</p> <p>振動規制法に基づく「道路交通振動の要請限度」と予測結果を比較することにより、その整合について評価した。</p>	

表 8.2-17(1) 振動（飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
振動	飛行場の施設の供用	調査すべき情報	1) 振動の状況 2) 地盤の状況 3) その他(交通量の状況)	飛行場を利用する車両は一般的な車両であるため、標準的な手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 振動の状況 [現地調査] 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月 総理府令第58号)に示される方法に基づき振動を測定し、その結果の整理及び解析を行う方法とした。 2) 地盤の状況 [文献その他の資料調査] 地盤関連の文献・資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 [現地調査] 振動の状況の現地調査結果について1/3オクターブバンド分析器により周波数分析を行い、地盤卓越振動数を把握する方法とした。 3) その他(交通量の状況) [現地調査] 振動の状況の現地調査と同時に、車種別、上下線方向別に時間毎の交通量及び平均走行速度を計測する方法とした。このほか、交差点方向別交通量の調査を行った。	
		調査地域	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、振動の伝搬の特性を踏まえて、飛行場を利用する車両の走行ルートとして想定される道路沿道とした。	
		調査地点	調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。現地調査地点は、飛行場を利用する車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1) 振動の状況 [現地調査] 図8.2-6に示す2地点とした(道路交通振動)。 2) 地盤の状況 [文献その他の資料調査] 飛行場を利用する車両が走行すると想定される道路の沿道を含む範囲とした。 [現地調査] 振動の状況の現地調査地点と同様とした。 3) その他(交通量の状況) [現地調査] 振動の状況の現地調査地点と同様とした。交差点方向別交通量の調査は、1地点で行った。	
		調査期間等	調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とした。 1) 振動の状況 [現地調査] 1年間を通じて平均的な状況と考えられる1日とし、24時間毎時測定とした。 2) 地盤の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とした。 [現地調査] 振動の状況の現地調査時に1回とした。 3) その他(交通量の状況) [現地調査] 振動の状況の現地調査期間等と同様とした。	

表 8.2-17(2) 振動（飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
振動	飛行場の施設の供用	予測の基本的な手法	飛行場を利用する車両を対象とし、現況及び事業実施後の航空機の発着回数等に基づき設定する飛行場を利用する車両の走行の程度から振動の発生状況を想定して振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算による方法とした。	飛行場を利用する車両は一般的な車両であるため、標準的な手法を選定した。
		予測地域	飛行場を利用する車両の走行による振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測地点	予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、振動の状況の現地調査地点と同じとした。	
		予測対象時期等	完全24時間運用が実現された時点とした。	
		評価の手法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価]</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、道路交通振動の影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。</p> <p>[基準又は目標との整合]</p> <p>振動規制法に基づく「道路交通振動の要請限度」と予測結果を比較することにより、その整合について評価した。</p>	主務省令に基づき選定した。

8.2.5. 水質

水質に係る調査、予測の手法並びにその選定理由については、表 8.2-18(1)～(2)に示すとおりである。

表 8.2-18(1) 水質（工事による水の濁り）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
土砂による水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	調査すべき情報	1)浮遊物質量（SS）の状況 2)気象の状況	工事の実施に当たっては、一般的な工法を採用するため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1)浮遊物質量（SS）の状況 [文献その他の資料調査] 既往の環境アセスメント「中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価書（令和2年3月、国土交通省中部地方整備局）」に示される情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。 2)気象の状況 [文献その他の資料調査] 気象庁アメダス観測データ等の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。	
		調査地域	造成等の施工による土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえ、工事の施工に伴い降雨時の濁水が流出する可能性がある対象事業実施区域周辺の海域を調査地域とした。	
		調査地点	調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。 1)浮遊物質量（SS）の状況 [文献その他の資料調査] 図8.2-7に示す既往の環境アセスメントで実施された調査の調査地点とした。 2)気象の状況 [文献その他の資料調査] 図8.2-7に示すセントレア（中部航空地方气象台）とした。	
	調査期間等	調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 1)浮遊物質量（SS）の状況 [文献その他の資料調査] 既往の環境アセスメントで実施された調査の調査期間及び時期とした。 2)気象の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とした。		

表 8.2-18(2) 水質（工事による水の濁り）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
土砂による水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	予測の基本的な手法	本事業による工事の施工を対象とし、工事中の降雨時の裸地の出現による濁りの影響について、ジョセフ・センドナー式、新田式等を用いて、流出した濁水が海域の水質に及ぼす程度について予測した。	工事の実施に当たっては、一般的な工法を採用するため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		予測地域	工事の施工に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域とした。	
		予測地点	予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点とし、土砂による水の濁りの影響を的確に把握できる地点とした。	
		予測対象時期等	工事の施工により土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期とした。	
	評価の手法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価]</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、土砂による水の濁りの影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。</p> <p>[基準又は目標との整合]</p> <p>海域の水の濁りについては、「環境基本法」第16条の規定に基づく基準等は設定されていない。水産資源保護の観点から「水産用水基準 第8版（2018年版）」（公益社団法人日本水産資源保護協会）において、人為的に加えられる懸濁物質（SS）は2mg/L以下とされていることから、これを環境の保全に係る基準または目標とし、予測結果と比較し、その整合について評価した。</p>		主務省令に基づき選定した。

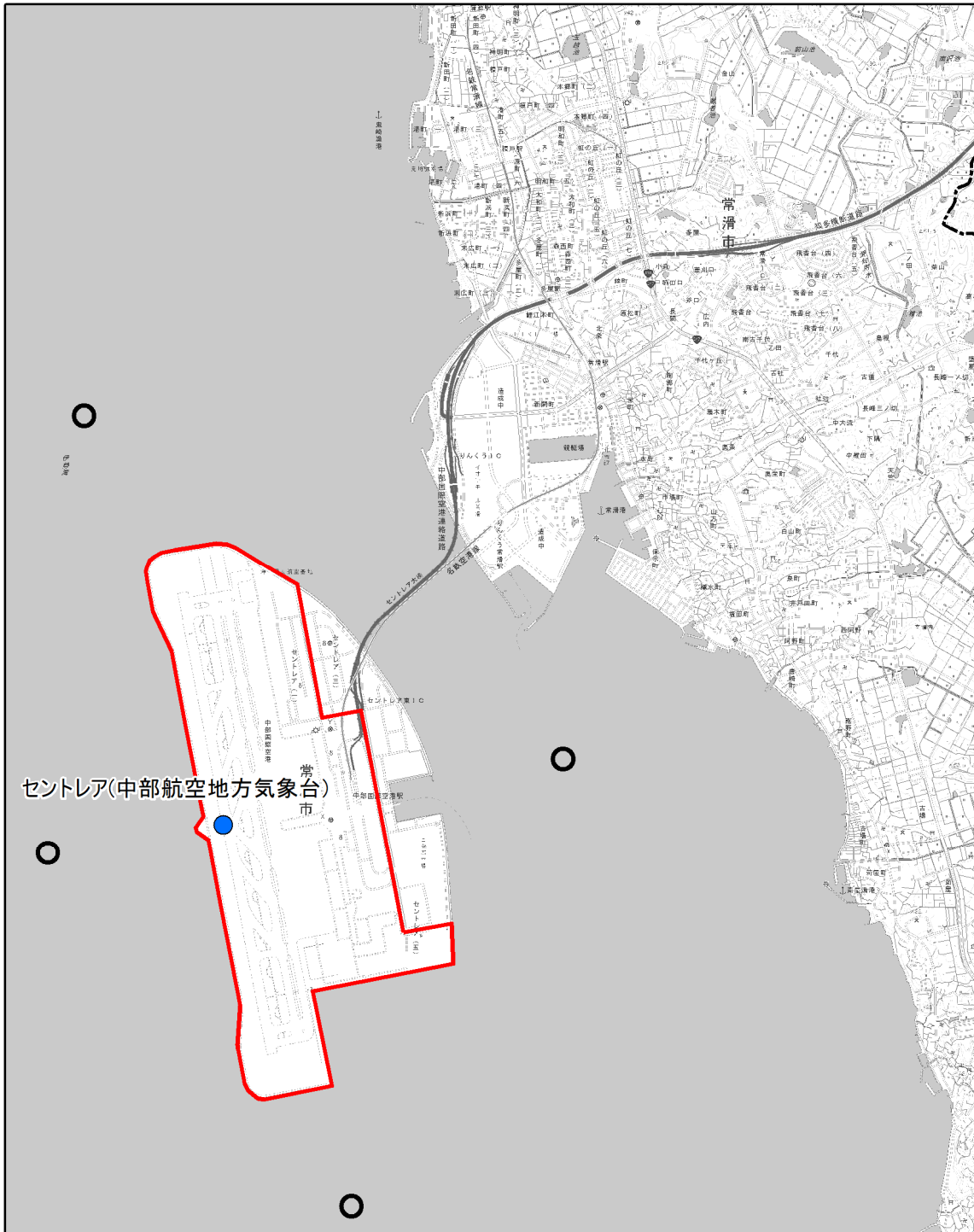
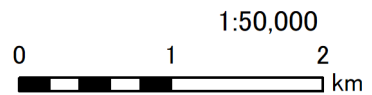


図8.2-7 水質調査地点等位置図

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 気象観測地点
- : 浮遊物質(SS)等調査地点(文献等調査)



8.2.6. 動物（陸生動物（鳥類））

動物（陸生動物（鳥類））に係る調査、予測の手法並びにその選定理由については、表 8.2-19(1)～(2)に示すとおりである。

表 8.2-19(1) 動物（陸生動物（鳥類）：航空機の運航）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
陸生動物（鳥類）	航空機の運航	調査すべき情報	1)陸生動物相（鳥類相）の状況 2)陸生動物（鳥類）の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況	当該飛行場を利用する航空機は一般的な運航が行われるため、標準的な手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1)陸生動物相（鳥類相）の状況 2)陸生動物（鳥類）の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 [文献その他の資料調査] 地域に生息する動物関連の文献・資料等の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 [現地調査] 以下の調査手法により鳥類について現地で観察を行うことにより、バードストライクの影響予測に必要な情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 ①定点調査 ②スポットセンサス調査 ③任意観察調査 ④渡りの確認調査	
		調査地域	航空機の運航による陸生動物（鳥類）に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域を基本とし、図 8.2-8 に示す調査地点において確認するものとした。ただし、文献調査については、さらに広域的な情報を得るため、より広範囲に設定した。	
		調査地点	調査地域における鳥類の重要な種に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。 [文献その他の資料調査] 対象事業実施区域及びその周辺とした。 [現地調査]①定点調査、②スポットセンサス調査、③任意観察調査、④渡りの確認調査：図 8.2-8 に示す地点とした。	
		調査期間等	調査地域における鳥類の重要な種に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 [文献その他の資料調査] 至近の情報とした。 [現地調査] 調査の期間等は下記のとおりとした。 ①定点調査：合計 6 回（5 月、8～9 月、10 月、11～12 月、1 月、3 月）とした。なお、夜間を含む。 ②スポットセンサス調査：合計 6 回（5 月、8～9 月、10 月、11～12 月、1 月、3 月）とした。 ③任意観察調査：合計 6 回（5 月、8～9 月、10 月、11～12 月、1 月、3 月）とした。 ④渡りの確認調査：合計 2 回（9 月下旬及び 10 月上旬）とした。	

表 8.2-19(2) 動物（陸生動物（鳥類）：航空機の運航）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
陸生動物（鳥類）	航空機の運航	予測の基本的な手法	鳥類の重要な種について、飛翔状況と航空機の事業実施後の飛行経路や飛行高度とを重ね合わせることにより、鳥衝突の可能性とそれがもたらす生息環境の変化の程度を定性的に予測する方法とした。	当該飛行場を利用する航空機は一般的な運航が行われるため、標準的な手法を選定した。
		予測地域	航空機の運航による調査地域のうち、鳥類の重要な種に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとした。	
		予測対象時期等	完全 24 時間運用が実現された時点とした。	
		評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、鳥類への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。	主務省令に基づき選定した。

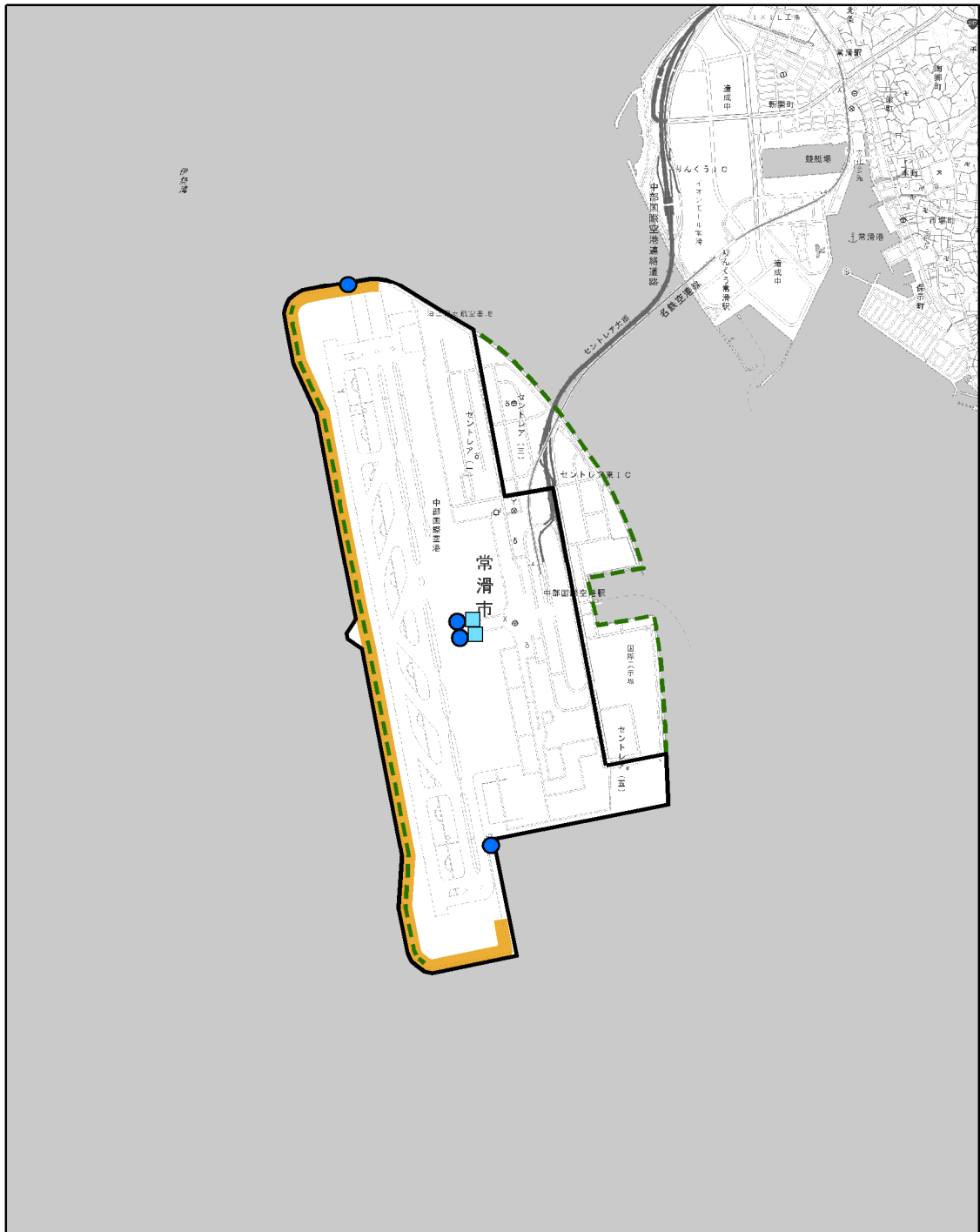


図8.2-8 鳥類調査地点等位置図

凡例

— :対象事業実施区域

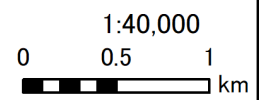
鳥類現地調査地点

● :定点調査

■ :スポットセンサス調査

--- :任意観察調査

□ :渡りの確認調査



8.2.7. 廃棄物等

廃棄物等に係る調査、予測の手法並びにその選定理由については、表 8.2-20 に示すとおりである。

表 8.2-20 廃棄物等（建設工事に伴う副産物：造成等の一時的影響）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	調査すべき情報	1) 廃棄物の処理並びに処分等の状況	工事の実施に当たっては、一般的な工法を採用するため、主務省令に基づく参考手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。	
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺とした。	
		予測の基本的な手法	施工計画及び既設構造物の状況を基に、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土等の建設工事に伴う建設副産物の種類ごとの発生の状況の把握を行う方法とした。	
		予測地域	対象事業実施区域とした。	
		予測対象時期等	工事期間とした。	
		評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、廃棄物等の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。	主務省令に基づき選定した。

8.2.8. 温室効果ガス等

温室効果ガス等に係る調査、予測の手法並びにその選定理由については、表 8.2-21～22 に示すとおりである。

表 8.2-21 温室効果ガス等（二酸化炭素・その他の温室効果ガス：建設機械の稼働、資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
二酸化炭素 その他の温室効果ガス	建設機械の稼働	調査すべき情報	1) 二酸化炭素の排出係数及びエネルギー使用量 2) その他の温室効果ガスの排出係数及びエネルギー使用量	工事の実施に当たっては、一般的な工法を採用し、一般的な建設機械を使用するため、標準的な手法を選定した。 工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、標準的な手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。	
	資材運搬車両の運行	調査地域	対象事業実施区域及びその周辺とした。	
		予測の基本的な手法	施工計画に基づく建設機械の稼働の程度及び資材等運搬車両の運行の台数から、対象発生源毎にエネルギー消費量等を把握し、これに排出係数を乗じて温室効果ガスの排出量を算出する方法とした。	
		予測地域	対象事業実施区域及びその周辺とした。	
		予測対象時期等	工事期間とした。	
	評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、温室効果ガス等の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。	主務省令に基づき選定した。	

表 8.2-22 温室効果ガス等（二酸化炭素・その他の温室効果ガス：航空機の運航、飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
二酸化炭素 その他の温室効果ガス	航空機の運航	調査すべき情報	1) 二酸化炭素の排出係数及びエネルギー使用量 2) その他の温室効果ガスの排出係数及びエネルギー使用量	当該飛行場を利用する航空機については、一般的な運航が行われるため、標準的な手法を選定した。 当該飛行場では一般的な施設の供用が行われるため、標準的な手法を選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。	
	飛行場の施設の供用	調査地域	対象事業実施区域及びその周辺とした。	
		予測の基本的な手法	航空機の飛行及び地上走行、駐機中に稼働するAPU（補助動力装置）、GSE車両等の走行、空港施設での燃料の燃焼を対象とし、現況及び事業実施後の航空機の発着回数及び飛行経路、GSE車両の台数及び走行経路、空港施設の稼働の程度等から航空機の運航等による対象発生源毎のエネルギー消費量等を把握し、これに排出係数を乗じて温室効果ガスの排出量を算出する方法とした。	
		予測地域	対象事業実施区域及びその周辺とした。	
	予測対象時期等	完全24時間運用が実現された時点とした。		
	評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、温室効果ガス等の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価した。	主務省令に基づき選定した。	

8.3. 専門家等の助言内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、専門家等に技術的助言を受けた。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容は表 8.3-1 に示すとおりである。

表 8.3-1 専門家等の助言の内容

専門分野	専門家等の所属機関	項目	技術的助言の内容
騒音	教育機関	全般	発着回数の想定について、環境面の検討として安全側に設定されていると考える。
		騒音	準備書における航空機騒音の予測にあたっては、航空機の飛行経路等の条件を適切に設定すること。
			準備書における建設作業騒音の影響予測にあたっては、工事時間帯の騒音レベルを予測し、適切に評価を行うこと。
		騒音・振動	道路交通騒音・振動の現地調査は、新型コロナウイルス感染症による発着回数の減少の影響を受けている可能性が考えられるため、その結果の取り扱いに留意すること。
低周波音	特に冬季は風の強い日が多く出現すると考えられるため、現地調査の実施時期は、地域の風況を踏まえて設定することが望ましい。		
	現地調査の測定高さは、風雑音の影響を受けないように配慮することが望ましい。ただし、調査地点周辺の騒音・振動の影響を多く受ける可能性がある場合には、できるだけ多くの有効データが得られるよう工夫すること。		
水質	教育機関	水質	水質の調査・予測・評価の手法については妥当である。準備書段階においては、排出口からどの程度の濁水が発生し、どのように拡散するか計算の過程と結果を示すこと。
		動物(水生動物)	空中から水中への騒音の伝搬による水生動物への影響については、他事業における影響検討事例を踏まえ、ほとんどないものと考えられるが、その旨を記載されることが望ましい。
動物(鳥類)	研究機関	動物(鳥類)	鳥類の調査・予測・評価の手法は妥当である。
			調査にあたっては、特に鳥類が空港島内のどこを利用しているのかを把握することが重要である。そのため、陸鳥・水鳥の区別や陸域での確認・海域での確認(水面上に浮くのか、飛翔するのか)の区別ができるよう記録すること。また、空港管理に支障をきたさない範囲で、空港島周辺の消波ブロックの鳥類利用状況を確認することが望ましい。
			確認できる鳥類相は、時間帯によって異なる場合があるため、調査時間帯を適切に設定の上、実際に調査を実施した時間帯を準備書に示すこと。
			公有水面埋立事業の実施に伴う鳥類の生息状況は、空港島西側の任意観察調査で把握することでよい。埋立事業により設置された汚濁防止膜のフロートの位置等を平面図化し、概略でよいので各種鳥類の確認位置を記録するとよい。